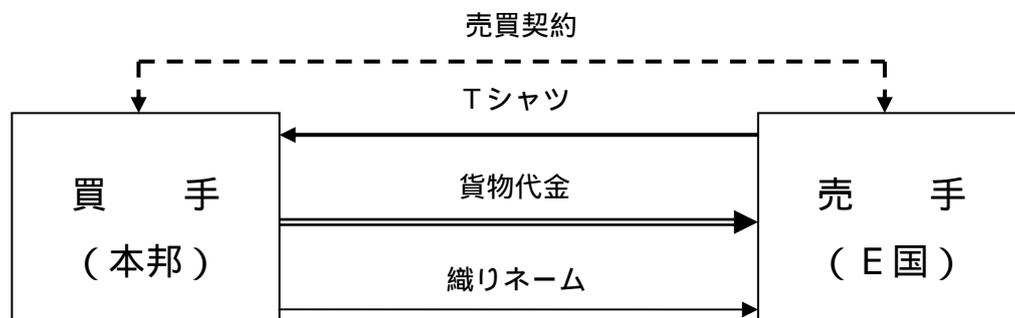


## 19. 買手が無償提供する織りネーム（輸入貨物に縫いつけるもの）の費用



### 【照会要旨】

当社（買手）は、売手からTシャツを購入（輸入）します。

当社は、輸入貨物の首の内側部分に縫い付ける当社のブランドネームが入った織りネームを、売手に無償で提供します。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が無償で提供する織りネームに要する費用の額は、現実支払価格に加算する必要がありますか。

### 【回答要旨】

上記の取引において、貴社が無償で提供する織りネームに要する費用は、輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、貴社により無償で提供された輸入貨物に組み込まれている部分品に要する費用に該当しますので、その費用の額は現実支払価格に加算する必要があります。

（理由）

「輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの」が買手により無償で提供された場合は、その物品に要する費用の額を現実支払価格に加算することとされています。

上記の取引において、貴社（買手）により無償で提供された織りネームは、輸入貨物に組み込まれる部分品に該当しますので、織りネームに要した費用の額は、輸入貨物の現実支払価格に加算することとなります。

### 【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第3号イ

関税定率法基本通達4-12(1)

### 注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)